

令和 2 年

第 9 回忠岡町教育委員会定例会議案書

開 議 日 令和 2 年 9 月 2 3 日

令和2年 第9回教育委員会定例会提出案件

提出者	議案番号	事 件 名
教育長	報告 第26号	行事等報告について
教育長	報告 第27号	町立各学校園保育所行事について
教育長	報告 第28号	<p>令和2年度第3回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について</p> <p>案件1 物品購入契約締結について (忠岡町立小学校教育用コンピューター整備事業)</p> <p>案件2 物品購入契約締結について (忠岡町立中学校教育用コンピューター整備事業)</p> <p>案件3 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第5号))</p> <p>案件4 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>案件5 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について</p> <p>案件6 令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第6号)について</p>
教育長	議案 第18号	令和3年度大阪府新学力テスト(小学生すくすくテスト)の参加について

報告第26号

行事等報告について

教育委員会会議規則第8条の規定により、忠岡町教育委員会の所掌行事、事務等を次のとおり報告する。

令和2年9月23日提出
忠岡町教育委員会
教育長 富本正昭

令和2年8月分 社会教育行事等報告書

月	日	曜	行 事 名	場 所	備 考
8	8	日	忠岡町PTA協議会総会	文化会館	
〃	21	金	地車連合会会議	文化会館	
〃	30	日	人形劇(子どもの読書週間-図書館行事分)	ふれあいホール	参加20名

※ 毎月初め グラウンド抽選会

毎月第2水曜日 少年団育成者連絡協議会定例会

毎月第2金曜日 こども会育成者協議会定例会

毎月第4金曜日 青少年指導員協議会定例会

忠岡町児童館事業報告書

[児童教室]

令和2年8月

科目	講師名	学習日	回数	時間	在籍者数 (人)	延べ出席 者数(人)
かき方習字		8/5.19.26	3	午後2時30分～4時30分	15	44
こどもピアノ(水)		8/5.19.26	3	午後3時～5時	6	18
こどもピアノ(木)		8/6.20.27	3	午後3時15分～5時15分	6	18
こどもピアノ(金)		8/21.28	2	午後3時15分～5時15分	6	12
こどもピアノ(土)		8/1.22.29	3	午後2時～4時	6	18
こども合唱		8/1.22	2	午前10時15分～午後0時	10	11
こども絵画		8/22.	1	午後2時～4時	15	14
こどもダンス		8/6.20	2	午後3時30分～5時	10	41
こどもフラ		8/7.	1	午後4時～5時	10	17
コンピュータ (開放日)		8/8.22	2	午前10時～11時	10	8
コンピュータ (開放日)		8/8.22	2	午後1時～2時	10	11
計					104	212

忠岡町児童館利用者数

令和2年8月

開館日数 22日

キッズクラブ回数 6回

単位:人

令和2年	のびのびひろば					自習室					キッズクラブ			児童教室							教室	合計				
	町内		町外		小計	町内		町外		小計	男	女	小計	かき方	ピアノ	合唱	絵画	パソコン	フラ	ダンス			その他			
	男	女	男	女		男	女	男	女																	
1日	土	5	16			21	1	6			7			0		6	6								12	40
2日	日	1	7			8	2	4	2		8			0											0	16
3日	月					0					0			0											0	0
4日	火					0					0			0											0	0
5日	水	3	7			10	6	8			14			0	15	6								21	45	
6日	木		1	1	1	3		2			2	11	35	46		6					21			27	78	
7日	金	5	21	1		27		9			9	11	35	46						17			17	17	99	
8日	土	6	2			8	2				2			0					9					9	19	
9日	日	1	2			3	1				1			0										0	4	
10日	月					0					0			0										0	0	
11日	火					0					0			0										0	0	
12日	水	1	6	2	1	10		4			4			0										0	14	
13日	木	3	2	2	3	10			1		1			0										0	11	
14日	金	6	2	4	1	13	3	2	1		6			0										0	19	
15日	土	2	1		1	4					0			0										0	4	
16日	日	1	5	8	1	15	1	2	1		4			0										0	19	
17日	月					0					0			0										0	0	
18日	火					0					0			0										0	0	
19日	水	6	10	1	1	18	5	10			15			0	15	6							21	54		
20日	木	1	6	1	1	9	5	3			8	11	35	46		6					20		26	89		
21日	金	3	3	1		7		4			4	11	34	45		6							6	62		
22日	土	13	6			19	1	7			8			0	6	5	14	10					35	62		
23日	日	5	2	1	1	9		3			3			0										0	12	
24日	月					0					0			0										0	0	
25日	火					0					0			0										0	0	
26日	水	5	5	1	1	12	2	17			19			0	14	6							20	51		
27日	木	1	1		2	4					0	11	33	44		6							6	54		
28日	金	3	5			8	3				3	11	32	43		6							6	60		
29日	土	3	2	3	1	9			1		1			0	6								6	16		
30日	日	6	1			7	6	6			12			0									6	19		
31日	月					0					0			0										0	0	
合計		80	113	26	15	234	38	87	6	0	131	66	204	270	44	66	11	14	19	17	41	0	212	847		
平均		4	5	1	1	11	2	4	0	0	6	3	9	12											39	

令和2年8月 ふれあいホール 使用状況

日(曜日)	申請者・団体等	利用目的	利用時間	使 用 料			有 料 件 数		減免 件数	使用 件数	業者利用 (照明等)	9~17	18~21	9~17	18~21	
				ホール	付属設備	冷暖房	町内	町外								
16日(日)	リヒトの会	バイオリン演奏発表	9時 ~ 17時	43,264	10,000	16,000		1		1						
26日(水)	地域福祉課	インターバル速歩トレーニング講座	13時 ~ 16時						1	1						
30日(日)	図書館	人形劇	9時 ~ 16時						1	1				1		
合 計				43,264	10,000	16,000	69,264	0	1	2	3	0	1	0	2	0

令和2年8月 コパンスポーツセンター忠岡 利用状況

	日曜日	月曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	合計
0-9歳	8	5	5	3	6	6	33
10-19歳	17	20	22	11	14	15	99
20-29歳	83	69	70	62	47	56	387
30-39歳	75	76	54	54	45	67	371
40-49歳	116	97	119	73	79	99	583
50-59歳	155	137	126	118	112	141	789
60-69歳	231	241	244	204	204	257	1,381
70-79歳	239	280	263	234	253	247	1,516
80歳以上	88	78	86	80	80	90	502
計	1,012	1,003	989	839	840	978	5,661

8月1日(土)	229人
8月2日(日)	194人
8月3日(月)	255人
8月5日(水)	251人
8月6日(木)	223人
8月7日(金)	208人
8月8日(土)	170人
8月9日(日)	192人
8月10日(月)	223人
8月12日(水)	247人
8月13日(木)	195人
8月14日(金)	202人
8月15日(土)	180人
8月16日(日)	209人
8月17日(月)	262人
8月19日(水)	239人
8月20日(木)	219人
8月21日(金)	215人
8月22日(土)	186人
8月23日(日)	202人
8月24日(月)	263人
8月26日(水)	252人
8月27日(木)	202人
8月28日(金)	215人
8月29日(土)	213人
8月30日(日)	215人
合計	5661人

	男	女	不明	合計
日曜日	500	511	1	1,012
月曜日	433	562	8	1,003
火曜日	—	—	—	—
水曜日	446	539	4	989
木曜日	363	470	6	839
金曜日	353	482	5	840
土曜日	450	524	4	978
合計	2,545	3,088	28	5,661

令和2年8月分 文化会館講座(公民館並びに働く婦人の家)事業報告

[1] 文化会館講座(定期)

講座名	講師名	開講週及び開講日	開講回数	開講時間	在籍者数	館外	公民館					働く婦人の家			合計(延べ)		
							第1-2会議室	第4会議室	第5会議室	茶室	計	軽運動室	講習室	料理室		計	
日本語読み書き教室(2クラス)	日本語読み書き教室ボランティア	8/2・8/16(日)	2	13:30~15:30	4									0		2	2

[2] 文化会館講座(単発)

講座名	講師名	学習内容	開講日	開講時間	申込人数	公民館			働く婦人の家			小計	館外	合計(延べ)	
						第1-2会議室	第4会議室	第6会議室	軽運動室	講習室	料理室				
悠々倶楽部		バランス力を高める筋トレ②	8月20日	13:30~14:45	12				0	10			10		10
男の料理塾		料理	8月23日	10:30~13:00	8				0			7	7		7
マスクの蒸れ対策 アロマプレーづくり		アロマ	8月23日	10:30~12:00	11				0		11		11		11
						0	0	0	0	10	11	7	28	0	28

[3] 働く婦人の家相談事業

事業名	相談内容	助言者	相談日	時間	相談件数	相談者数	備考
女性の悩み電話相談	DV、健康、家庭内等のあらゆる相談		8/19(水)	13:30~15:30	0	0	

令和2年8月分 文化会館講座(公民館並びに働く婦人の家)事業報告

[その他事業]

事業名	開催日	開催時間	小学生	中学生	高校生	大学生(その他)
学生対象 自習室開放(第4会議室)	毎週日曜日 8/5、8/6、8/7、8/8、8/12、8/13、8/14	10:00~18:00	0	0	20	0
事業名	開催日	開催時間	高校生・大学生		一般・社会人	
一般・社会人対象 自習室開放(第4会議室)	毎週水~土曜(8/13除く)	18:00~20:45	0		16	

事業名	開催日	開催時間	第1・2会議室	第4会議室	講習室	第6会議室
忠岡あすなろ未来塾小学(1学年3クラス)	8/1、8/8、8/22、8/29	9:30~10:20/10:30~11:20 11:30~12:20	89	71	90	
忠岡あすなろ未来塾中学(1学年1クラス)	8/1、8/8、8/22、8/29	13:00~13:50/14:00~14:50 15:00~15:50		25		18

計 293

[4]文化会館クラブ活動一覧表(別紙1)

[5]文化会館一般利用状況表(別紙2)

令和2年8月分 文化会館クラブ活動一覽表

[別紙1-1]

曜日	クラブ名	活動内容	実施曜日	時間	会員数	実施回数	公民館						働く婦人の家					その他	合計		
							第1・2 会議室	第3 会議室	第4 会議室	第5 会議室	第6 会議室	茶室	総運動室	講習室	料理室	託児室					
水	1 健康体操サブナ21 いこい会	健康体操	第1~4	13:30~15:30	26	4							29								
	2 大正琴クラブ結実会	大正琴	第1土 第2第4 水	13:30~16:30 9:30~12:30	17	2	15														15
	3 フラマヌ ポルー	フラダンス	第1~4	15:40~17:10	10	2							18								18
	4 ひまわり会	油彩画	第2第4	18:30~20:45	10	2															11
	5 忠岡イングリッシュクラブ(TEC)	英会話	第1第3	13:30~15:30	5	2		7													7
	6 忠岡太極拳華みずき会	太極拳	第1~4	10:30~12:00	15	3															19
	7 忠岡レインボーエゴクラブ	エコ活動	第2	13:00~16:00	16	1															9
	8 チョングンクラブ	中国語会話	第1第3	13:30~15:30	4	2	5					5									9
	9 土筆の会	俳画	第2第4	13:00~16:00	6	2						2									10
	10 忠岡書道クラブ	書道	第3第4	19:00~20:30	4	2		6													2
	11 忠岡町卓球連盟	卓球	第1第3	19:00~20:45	30	2															6
	12 トライインショナルヨガー7月より金曜日へヨガ	ヨガ	第2第4	18:15~19:45	6	2							4								23
	13 味自慢	料理	第1	13:30~16:00	23	0															4
14 友水会1・3クラブ	水彩画	第1第3	9:00~12:00	9	2															0	
15 友水会2・4クラブ	水彩画	第2第4	13:30~16:00	15	2															18	
16 ひなげし	手芸	第2	13:30~16:00	9	0															25	
17 レッツトーク	英会話	第1第3 第2第4	10:30~12:00 14:00~16:00	8	3					13										0	
18 えびす会	新舞踊	第1~4	13:00~16:00	5	3															13	
19 筆の集い	ペン字と毛筆	第1第3	13:30~15:30	11	2															15	
20 スタップリーポップ(木)	エアロビクス	第1~4	10:00~11:00	26	4									15						16	
21 忠岡整美体操連盟	エアロビクス・ダンス	第1~第4	19:15~20:30	20	3								66							66	
22 たんぽぽ	保育	第1~第4	9:30~12:00	13	1								45							45	
23 忠岡向会7月より廃部	俳句	第1	13:00~16:00	3	0														4	4	
24 ハングル テヤン	ハンダトル語教室	第1~3	10:00~12:00	11	3	15														0	
(小 計)							302	49	35	0	0	26	7	19	200	70	9	0	4	370	
働く婦人の家 計							87	279	4	4	370										

令和2年8月分 文化会館クラブ活動一覧表

[別紙1-2]

曜日	クラブ名	活動内容	実施曜日	時間	会員数	実施回数	公民館						働く婦人の家				その他	合計		
							第1・2 会館室	第3 会館室	第4 会館室	第5 会館室	第6 会館室	茶室	緑運動室	講習室	料理室	託児室				
金	25 やすらぎ会	民踊、新舞踊	第1~4	13:00~15:30	6	0													0	
	26 プメ ハナ フラ	フラダンス	第2・第4	10:00~11:30	7	2													13	
	27 ゴールドバンド	バンド	第1~4	18:30~20:45	20	3									13				22	
	28 クックママ	調理	第2	9:30~12:00	11	0													0	
	29 忠岡ヨガサークル	ヨガ	第1~4	11:00~12:30	23	3													42	
	30 ハングル学房"マダン"	韓国語	第1~3	19:00~20:45	18	3													44	
	31 裏千家同好会(水仙)	茶道(裏)	第2	12:30~15:30	7	0													0	
	32 古典くらぶ	古典学習	第2・第4	13:30~15:30	8	1			5										5	
	33 フラワーアレンジメント	生花	第3	14:00~16:00	11	1													7	
	34 嵯峨御流クラブ	華道	第1・第3	14:00~17:00	11	0													0	
	35 PC俱樂部(金曜)	パソコン教室 中級	第1~4	15:00~16:30	11	2		20											20	
	36 豊月会	茶道(表)	第1・第3	13:30~16:30	11	4													0	
	37 令和体操	健康体操	第1~4	9:10~10:30	16	3												27	27	
	38 忠岡オカリナクラブ	オカリナ	第1・第3	9:30~12:00	5	2			10										10	
	39 ハワイアンキルトクラブ	ハワイアンキルトづくり	第2・第4	13:30~15:30	6	1			5										5	
	40 お文庫クラブ	着物の着付け	第1・第3	13:00~16:00	6	0													0	
	41 コールアザレア	コーラス	第1~3	12:45~14:45	21	1													15	
	42 はがき絵クラブ	はがき絵	第3	13:30~15:30	13	1			6										6	
	43 エアロビクス	エアロビクス	第1~3 第4	14:00~15:00 10:00~11:00	11	4													28	
	44 ピーチ	バドミントン	第1~3 第4	15:30~18:00 17:00~18:30	12	4													35	
	45 ステップリーボック(土)	エアロビクス	第1~4	19:00~20:00	11	3													26	
	46 忠岡ハレーボール部	ハレーボール(9人制)	第4	13:30~16:30	10	1													7	
	47 いちご(15)英会話クラブ	英会話	第1・第3	13:30~15:30	6	1			6										6	
	48 エンジョイイングリッシュ	英会話	第1	18:30~20:30	10	1			4										4	
	49 スイーツクラブ	お菓子作り	第2	9:30~12:00	8	1													6	
	50 古布リフォーム	洋服のリフォーム	第2・第4	13:30~16:30	24	2													18	
	51 ベーシック イングリッシュ	初級英会話	第1・第3	10:00~12:00	9	2						14							14	
	52 忠岡ウィンドアンサンブル	吹奏楽	第1~4	18:00~20:45	25	4				22									22	
	53 趣味のキッチン	男性中心の料理教室	毎数月 第3	10:30~13:30	11	0													0	
	54 お気楽お手軽フォトCLUB	初心者写真教室	第2	10:00~13:00	8	0													0	
	55 俳句ビギナーCLUB	俳句初級	第1	10:00~12:00	9	1										8			8	
		(小計)			365	51		22	20	5	45	0		8	187	82	0	6	15	390
													100				働く婦人の家計	275	15	390

令和2年8月分 文化会館クラブ活動一覽表

[別紙1-3]

曜日	クラブ名	活動内容	実施曜日	時間	会員数	実施回数	公民館						働く婦人の家				その他	合計		
							第1・2 会議室	第3 会議室	第4 会議室	第5 会議室	第6 会議室	茶室	軽運動室	講習室	料理室	託児室				
日	56 めたかの学校	着ペン画	第1	13:30～16:00	16	0														0
	57 忠岡川柳会	川柳	第3	13:30～15:30	16	0														0
	58 ヘルシーエクササイズ	健康体操・ダンス	第1～4	10:15～11:45	17	3														42
	59 なぎぼうず	ソフトハレーボール	第2～4	15:30～17:30	10	3														30
	60 忠岡短歌会	短歌	第2	13:00～16:00	12	1														36
	61 SS卓球クラブ	卓球	第2・第4日 第2・第4水	15:30～17:45 18:45～20:45	16	4	10													10
	62 六弦クラブ	初心者向けギター	第1・第3	10:00～12:00	6	2	13													36
		(小計)				93	13	23	0	0	0	0	0	0	0	0	108	0	0	0
	合計				760	113	80	20	5	71	7	23	27	495	152	9	108	0	0	131
							公民館計						働く婦人の家計							
							公民館計						働く婦人の家計							

令和2年8月分 文化会館一般利用状況表

[別紙2-1]

日	曜	利用目的	申請者等	時間	公民館						働く婦人の家				合計			
					第1・2 会議室	第3 会議室	第4 会議室	第5 会議室	第6 会議室	茶室	集會室	ロビー	軽運 動室	講習室		料理室	託児室	
1日	土	テコンドー	●W.A.T.テコンドー	11:50~12:50										15				15
2日	日																	0
3日	月																	0
4日	火																	0
5日	水																	0
6日	木	ヨガの教室	●ヨガの友	19:00~20:00						5								0
7日	金	幼児英会話教室 祭礼無線会議	●NPO法人岸和田国際交流協会 忠岡地車連合会	19:00~20:00 19:00~20:45				2										5
8日	土	テコンドー 会議	●W.A.T.テコンドー 忠岡ソフトテニススポーツ少年団	11:50~12:50 17:00~19:00	20									15				20
9日	日	オカリナ練習	●5ひきのこぶた	13:00~15:00				8										15
10日	月																	8
11日	火																	2
12日	水	支部委員会	新日本婦人の会忠岡支部	9:30~11:30														0
13日	木									10								0
14日	金																	0
15日	土																	0
16日	日																	0
17日	月																	0
(小計)					20	0	0	8	4	15	0	0	0	30	0	0	0	77
					公民館・小計						働く婦人の家・小計				47	30	77	

令和2年8月分 文化会館一般利用状況表

[別紙2-2]

日	曜	利用目的	申請者等	時 間	公 民 館						働く婦人の家			合計																														
					第1・2 会議室	第3 会議室	第4 会議室	第5 会議室	第6 会議室	茶 室	集 会 室	ロビー	軽 動 室		運 動 室	講習室	料理室	託児室																										
18日	火																							0																				
19日	水	支部委員会	新日本婦人の会忠岡支部	10:00～12:00																					0																			
20日	木	国保説明会	●泉大津忠岡民主商工会	13:00～20:30						8															8																			
		ヨガの教室	●ヨガの友	19:00～20:00						5															5																			
		幼児英会話教室	●NPO法人岸和田国際交流協会	19:00～20:00						2															5																			
21日	金	トールイベント	新日本婦人の会忠岡支部	13:30～16:30		8																			2																			
		マジック練習	新日本婦人の会忠岡支部	10:00～12:00		8																			8																			
		祭礼安全委員会	忠岡地車連合会	19:00～20:45	20																				8																			
		マスク作り	忠岡町婦人団体協議会	10:00～15:00																					20																			
22日	土	テコンドー	●W.A.T.A.テコンドー	11:50～12:50						3															3																			
		定例会議	●ミックスキヤロット	13:00～15:00					9																15																			
23日	日	オカリナ練習	●5ひきのこぶた	13:00～16:00					5																9																			
24日	月																								5																			
25日	火																								0																			
26日	水																								0																			
27日	木	ヨガの教室	●ヨガの友	19:00～20:00																					0																			
28日	金	定例会	青少年指導員協議会	18:30～21:00						5															0																			
29日	土	テコンドー	●W.A.T.A.テコンドー	11:50～12:50	20																				5																			
30日	日																								20																			
31日	月																								15																			
																									0																			
(小 計)																																												
																				40	0	16	14	10	18	0	0	0	30	0	0	0	0	128										128
																				60	0	16	22	14	33	0	98	働く婦人の家・小計	60	0	0	0	0	128										128
																				60	0	16	22	14	33	0	145	働く婦人の家・合計	60	0	0	0	205											205

開館日数	21日	件 数	22件
		有料貸出	14件

◎印は文化会館登録クラブ ●印は有料貸出

貸出図書利用状況表

＜利用冊数＞		2020年											8月	
区分	-6	7-12	13-15	16-18	19-22	23-29	30-39	40-49	50-59	60-	年齢なし	計	(%)	
0 総記	2	6	0	0	0	0	5	6	3	18	1	41	1.1	
1 哲学	1	14	0	1	2	4	6	15	3	15	1	62	1.7	
2 歴史	0	14	0	1	2	1	6	33	32	53	4	146	4.0	
3 社会科学	6	13	7	6	8	8	17	49	30	66	3	213	5.9	
4 自然科学	3	42	8	1	4	9	23	27	25	47	6	195	5.4	
5 工業	8	24	0	2	2	3	30	32	52	117	1	271	7.5	
6 産業	0	8	0	1	0	0	6	4	17	21	0	57	1.6	
7 芸術	5	40	4	5	8	19	30	56	23	110	6	306	8.5	
8 語学	0	2	1	2	1	0	2	4	0	4	0	16	0.4	
9 文学	18	131	7	13	4	4	25	128	15	172	0	517	14.3	
B 大型本	2	4	1	0	0	0	1	7	2	4	1	22	0.6	
C 紙芝居	0	3	0	0	0	0	3	5	0	4	0	15	0.4	
E 絵本	85	106	5	0	29	22	126	263	13	22	35	706	19.6	
K 郷土資料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
L 大活字本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
M 雑誌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
S 小説	1	16	6	19	3	7	18	109	99	689	2	969	26.9	
Y 洋書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
Z 随筆	0	0	0	0	1	0	4	12	3	50	0	70	1.9	
R 参考資料	0	1	2	0	0	0	0	1	3	3	0	10	0.3	
X 文庫	0	4	1	7	1	0	4	43	11	170	2	243	6.7	
1 一般	8	41	8	22	29	41	101	178	215	847	4	1,494	41.4	
2 児童	11	355	24	18	31	24	171	402	37	114	51	1,338	37.1	
3 参考資料	0	1	2	0	0	0	0	1	3	3	0	10	0.3	
4 雑誌	2	1	0	4	2	2	16	54	36	182	0	299	8.3	
5 カセットブック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
6 CD	0	6	4	0	1	9	10	33	10	67	3	143	4.0	
7 ビデオ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
8 テープその他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
9 相互貸借	10	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
合計(冊数)	131	423	39	51	64	77	302	750	317	1,392	60	3,606冊	100.0	
(%)	3.6	11.7	1.1	1.4	1.8	2.1	8.4	20.8	8.8	38.6	1.7	100.0%		

＜利用人数＞		2020年											8月	
区分	-6	7-12	13-15	16-18	19-22	23-29	30-39	40-49	50-59	60-	年齢なし	計	(%)	
忠岡東地区	0	39	5	7	3	6	18	32	19	119	0	248	24.8	
忠岡一丁目	4	2	1	1	6	1	11	19	15	34	4	98	9.8	
忠岡二丁目	1	14	0	0	7	1	2	7	21	45	0	98	9.8	
忠岡三丁目	2	3	1	2	1	2	0	38	2	53	0	104	10.4	
馬瀬地区	7	13	3	2	0	0	9	24	5	33	0	96	9.6	
北出地区	5	13	0	0	2	1	3	20	3	21	0	68	6.8	
高月地区	0	10	1	1	0	0	2	4	19	34	0	71	7.1	
新浜地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
他市町	1	7	1	4	0	10	30	25	30	103	6	217	21.7	
合計(人数)	20	101	12	17	19	21	75	169	114	442	10	1,000人	100.0	
(%)	2.0	10.1	1.2	1.7	1.9	2.1	7.5	16.9	11.4	44.2	1.0	100.0%		

開館日数 21日
 一日平均貸出冊数 171.7冊
 一日平均貸出人数 47.6人
 一人当り貸出冊数 3.6冊

おはなし会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため 実施なし	計 0回 0人	協力貸出	借受 計61冊	貸出 計7冊	見学授業 チューリップ保育園 31人
予約	計 166件 171冊	大阪府	28冊	1冊	広域貸出登録者数 計 0人 堺市 0人 泉大津市 0人 和泉市 0人 高石市 0人 インターネット申請者数 2人 非核・平和図書展示 8/1(土)~9(日) 人形劇 おはなしキャラバンつばさ「赤ずきん」 8/30(日)14:00~15:00 参加者 計22人(大人9人 子ども13人)
一般書	105件 105冊	大阪市	1冊	1冊	
児童書	61件 66冊	能勢町		1冊	
音楽CD類	0件 0枚	吹田市	1冊		
コピー	2件 2枚	島本町	1冊	1冊	
弁償代	0件 0円	枚方市	2冊		
		寝屋川市		2冊	
		門真市	4冊		
		八尾市	3冊		
		柏原市	4冊		
		羽曳野市	3冊		
		河内長野市	2冊		
		堺市	1冊	1冊	
		和泉市	3冊		
		岸和田市	5冊		
		貝塚市	3冊		

報告第27号

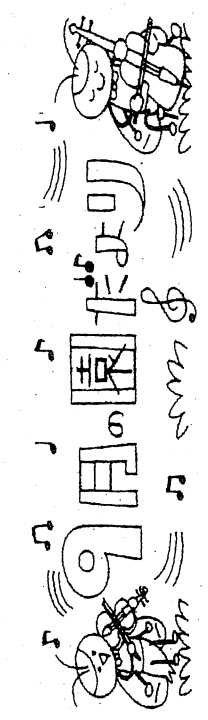
町立各学校園保育所行事について

教育委員会会議規則第8条の規定により、令和2年9月分の町立各学校園保育所行事について、次のとおり報告する。

令和2年9月23日提出
忠岡町教育委員会
教育長 富本正昭

9月の行事予定

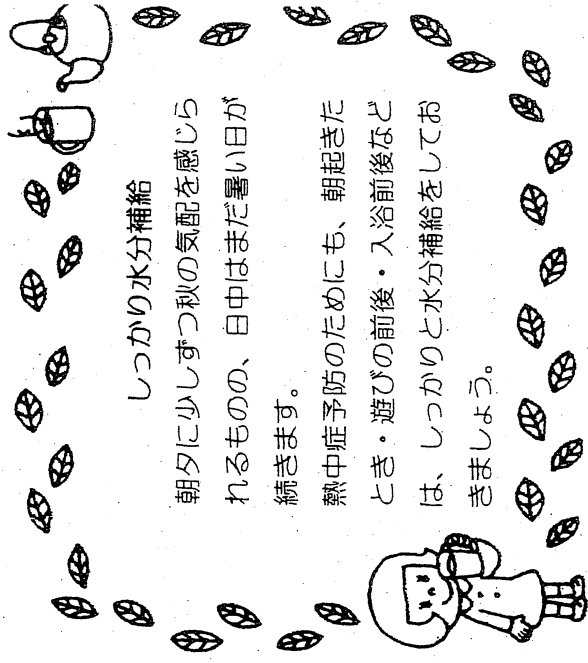
4	金	避難訓練(地震・津波) —大阪880万人訓練— (9時30分)
8・9	火・水	身体計測
14	月	運動会予行練習
15	火	運動会予行練習予備日
16	水	誕生会
23	水	運動会(4歳) 予9/28(月)
24	木	運動会(3・5歳) 予9/29(火)
<10月の行事予定>		
2日(金)	...	運動会延期日(3・4・5歳)
7日(水)	...	バス遠足(4・5歳児) 弁当日(1・2・3・4・5才児)
21日(水)	...	バス遠足延期日 <詳細は、後日お知らせします。>



日中の暑さはまだまだ厳しく、水遊びを気持ち良さそうに楽しんでいたり子ども達です。今年のお盆休みは、墓店や盆踊りもなく寂しかったけれど、日焼けした顔を見せてくれた子どもたちです。
しばらくはまだ暑さが続きそうですが、コロナウイルス感染症の対策と熱中症対策も引き続き行いながら保育を進めていきたいと思っています。
毎朝、健康確認・健康カードの記入にご協力いただきありがとうございます。引き続きよろしくお願ひします。

運動会

今年度はコロナウイルス感染症の感染防止の観点から、プログラムの変更、保護者席の配置なども変更しています。先日お知らせしました通り参加年齢は幼児クラス(3・4・5歳児)とさせていただきます。
また、参観は、1家族2名までとし、抽選で保護者席を決めさせていただきます。
ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。
詳細は後日お知らせいたします。



しっかり水分補給

朝夕に少しずつ秋の気配を感じられるもの、白中はまだ暑い日が続きます。
熱中症予防のためにも、朝起きたとき・遊びの前・入浴前後などは、しっかりと水分補給をしておきましょう。

行事について

*11/28(土)・12/5(土) 予定していた発表会は、コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、3歳児・11/25(水) 4歳児・11/26(木) 5歳児・11/27(金) に発表会を行います。
0~2歳児は11/9(月)~11/13(金)を保育参観週間にしたいと思います。
参観人数や参観方法、参観内容などは、後日お知らせします。
◎コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しています。今後の状況により再度変更や中止になる場合もあるかと思ひますのでご了承下さい。

~お知らせ~

*コロナウイルス感染症の対策として
出来るだけ密になる写真撮影は控えています。
例年の写真売出しは出来ませんが、楽しい生活・保育の写真などを掲示しお知らせします。
ご覧の際は、個人情報につき取り扱いにくれぐれもご注意ください。

9月 園だより

令和2年8月28日

東忠岡幼稚園

まだまだ残暑が厳しい毎日ですが、さわやかな秋の風がすぐそこまで来ています。2学期は運動会、園外保育、生活発表会、とわくわくする行事がたくさんあります。

子どもたちの体調に十分留意しながら、楽しさを共有していきたいと思ひます。

【お知らせ・お願い】

弁当

☆9月9日(水)は弁当日になっています。お間違えのないようにしてください。

年中・年長児絵本貸し出しについて

☆暑い時ですので、忠岡町図書館を利用せず園の絵本を1冊持ち帰ります。ご了承ください。

園外保育

☆10月5日(月)(とんぼ池公園・全園児。☔→中止。3密を避けるため、大型バス3台を利用する予定です。)

登降園について

☆1学期同様、けんこうかんさつカードの記入及び提出、手指の消毒、マスク着用をお願いいたします。提出につきましては、必ず保護者の方をお願いいたします。また、登降園後は速やかにお帰りいただくなどの3密を避けるご協力を引き続きお願いいたします。

園庭開放及び「チーム遊び」異年齢交流について

☆9月中も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、園庭開放を中止させていただきます。なお、「チーム遊び(異年齢交流)」につきましても、健康面を考慮し、中止とさせていただきます。ご了承ください。

運動会 ※運動会当日の保育はありません。

☆開式は午前 8:30~年中児

午前 9:30~年少児

午前10:30~年長児 を予定しております。

後日詳しくお知らせします。

☆保護者の観覧人数につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、1世帯2名までとさせていただきます。ご了承ください。

☆今年度の年少のダンスは子どもたちだけで踊りますので、例年による親子参加の練習日はありません。

☆9月29日(火)は運動会準備のため午前保育となります。お間違えないようお願いいたします。

尚、預かり保育は実施いたします。

☆9月30日(水)が雨天のため運動会が行われなかった場合は午前保育となります。預かり保育は実施いたしません。

今月の行事予定			
1	火	午後保育開始 園庭遊具の点検	給食
2	水	発育二測定(～9日)	給食
3	木		給食
4	金	大阪880万人訓練に合わせて避難訓練 (地震時を想定して)	給食
5	土	休業日	
6	日		
7	月		給食
8	火	諸費引き落とし日(1回目)	給食
9	水	検尿2次	弁当
10	木		給食
11	金	すくすくタイム 幼稚園絵本貸し出し(年中・年長児)	給食
12	土	休業日	
13	日		
14	月		給食
15	火		給食
16	水	「東地区認定こども園」移行に伴う保護者説明会(13:30～リズム室、年少児保護者)	給食
17	木	誕生会(9月生まれ)	給食
18	金	「東地区認定こども園」移行に伴う保護者説明会(13:30～リズム室、年中児保護者)	給食
19	土	休業日	
20	日		
21	月	敬老の日(休園)	
22	火	秋分の日(休園)	
23	水	交通安全指導 (23・24日・PTA委員さんによる) 諸費引き落とし日(2回目)	給食
24	木		給食
25	金		給食
26	土	休業日	
27	日		
28	月		給食
29	火	運動会準備のため午前保育 預かり保育は実施しています。	午前保育
30	水	令和2年度運動会 (☔→10/1(木)→順延)	午前

☆10月1日(木)は運動会の延期日になっておりますので午前保育となります。10月2日(金)、雨天のため順延になり、運動会が行われた場合は午前保育となります。預かり保育につきましては、運動会が行われた場合は預かり保育は実施いたしません。ご了承ください。

☆出席ノートは10月1日(木)に預かります。

忠岡小学校

学校教育目標 「よく学ぶ子 元気な子 心やさしい子」の育成をめざす。
そして、積極的(ポジティブ)な子に。

元気な、忠小っ子!

2学期が始まり早いもので、2週間がすぎ9月となりました。今年の夏は猛暑・酷暑、自然災害と言われるほどの『暑さ』を経験しました。そのような中でしたが、子どもたちは暑さにめげず、コロナ対策の手洗い、マスク、三密を避け学校生活を頑張っています。

まだまだ暑い日が続きますが、熱中症対策として環境省から示されている『暑さ指数(WBGT)31℃』に達した場合、『運動は原則中止』に従い、体育授業の中止及び外遊び禁止の対応を行っています。子どもたちの活動に制限がかかりかかりがご理解をお願いします。

さて、2学期は例年であれば、校外での活動や宿泊学習、修学旅行といった学年の目玉になるイベントがたくさんありますが、今年はそのイベントも多くの制限がかかり中止となってしまいました。とても残念な気持ちでいっぱいですが、皆さんのことを考え各学年の先生方は、楽しい思い出となるよう知恵を絞り、今考えてくれています。楽しみに待っていてください。子どもたちには、日々の学習や生活と共に、それぞれの行事を目標として、充実した活動を通して成長してもらいたいと思います。もし、上手にいかない時は投げ出さずに、自分でよく考え、仲間と助け合いながら、乗り越えていく力を付けていってほしいと思います。そのためにも、もっている力を

十分発揮できるように、健康で過ごすための生活習慣を心掛けてほしいと思います。

これらの活動を通して、一人ひとりが、支え高め合える確かな力を身に着け、達成感を味わえるよう、教職員全員がともに一生懸命取り組んでいきます。

最後に、子どもたちの心と体の健康に大切なことは、生活習慣です。「草彙・草起き・朝ご飯」十分な睡眠をとり、しっかりと朝ご飯を食べることが、学校生活を元気に過ごす源です。日々の生活では特に意識して、「草彙・草起き・朝ご飯」と「遅刻・忘れ物をしない」を守らせてください。良い生活習慣が、安定した学校生活につながっていきます。

2学期も、保護者の皆様の本校教育活動への温かい見守りとご支援をお願いいたします。

校長 大谷 忠

新型コロナウイルス感染症拡大に係る

児童生徒の出席取扱いについて

町内の高齢者施設で、新型コロナウイルス感染症のクラスター(集団感染)が発生した状況です。
児童生徒が濃厚接触者に特定された場合、または児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、感染拡大防止の観点から、当該児童生徒を出席停止扱いとします。登校は、厳にお控えいただき、自宅での待機をお願いします。

【下校時刻について】※9月から変更となります!

3時25分 6時間目終了後、帰りの会

3時45分 完全下校 (下校の放送が流れます。)

令和2年度 9月 行事予定

日	曜	学 校 行 事
1	火	教育実習(8/31~9/18)
2	水	
3	木	
4	金	大阪880万人訓練
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	生活子エック 口座振替
9	水	①②二測定+保健指導
10	木	③④二測定+保健指導
11	金	⑤⑥二測定+保健指導 SC
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	臨海学校(日帰り)
16	水	
17	木	
18	金	【B】⑤PPMカット
19	土	
20	日	
21	月	敬老の日
22	火	秋分の日
23	水	
24	木	
25	金	SC
26	土	
27	日	
28	月	口座振替
29	火	③昔朝
30	水	

B校時:40分授業
○教時:学年
10月29日(木) 創立記念日

令和2年度 学校だより 9月号

東忠岡小学校

学校教育目標:「よく学ぶ子 心豊かな子 元気な子」の育成をめざす」

「きまり」は必要?

2学期がスタートして、2週間が過ぎました。昨年度までとは違い1週間早くスタートしたので、子どもたちにとつては大変だったと思います。また、保護者の皆様にとつても、残暑が厳しい中、ご協力ありがとうございました。今日から9月です。元気に学校生活を送ってほしいと思います。子どもたちが元気に学校生活を送るために、考えてほしいことがあります。それは、「きまり」です。東忠岡小学校にも、「東忠岡小学校のきまり」があります。「きまり」という言葉は、きゆうくつな感じを持ちます。どちらかというと、マイナスイメージですね。では、「きまり」がないほうがよいのでしょうか。

実は、このような「きまり」は、学校にだけあるのではなく、社会にたくさんあります。例えば、信号機では赤色では止まる、青色で進むとまっています。交通の「きまり」です。スポーツでは、サッカーでも野球でも「きまり」があります。ダンスのコンクールやさまざまな発表会でも「きまり」があります。もし、「きまり」がなければ、どのようなことが起こるでしょうか。信号を守らない、スポーツ競技が成り立たない、コンクールや発表会も好き勝手に行われる、というようないびつな状況になります。

私自身も、小学生や中学生や中学生のときには嫌だなど思っていました。でも、大人になると、もっとたくさん「きまり」があり守らなければならないかもしれません。つまり、大人になるまでに、学校では「きまり」を守る方をつけていくことが必要なのです。そして「きまり」を守ったうえで活動を楽しむ方も育んでいくのです。

子どもたちには、将来、さまざまな「きまり」の中で、しっかりと力強く生きてほしいものです。保護者の皆様におかれましても、お子様に「きまり」を守ることが必要をお話していただければと思います。また、地域の皆様・関係機関の

皆様にも、引き続き2学期も子どもたちを見守っていただきますようよろしくお願いいたします。

校長 土居 正幸

第41回高石・忠岡小学校陸上記録会中止について

毎年、10月に高石市・忠岡町の6年生が、高石市の鴨公園グラウンドに一同に集い、自己の記録の更新をめざし6つの競技に分かれて、陸上記録会を実施しています。しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から、高石市・忠岡町の校長会にて中止することが決定しましたのでご了承ください。

学級費、PTA会費、給食費等の振替について

9月8日(火)に8月PTA会費、9月分学級費・PTA会費、給食費の振替があります。金額をご確認の上、ご準備いただきますようよろしくお願いいたします。

東忠岡小学校の子どものために活動していただいている皆さんの紹介

本校のよりよい教育環境や安全安心な通学路となるよう、多くの地域の方々ボランティア活動により支えられています。

【忠岡町子ども安全員守り隊】
毎週、火曜日・金曜日の下校時間に緑色のベストを着用し、町内のパトロールをしています。

【スクール・ガード・リーダー】
登下校時に緑色のベストを着用し、町内のパトロールをしていただいています。

【花ボランティア】
正門前や校内の花壇の花の植替えや水やりのお世話いただき、いつも美しい花が咲いています。

お知らせ

保健室の谷藤 葵先生が退職し、8月26日より奥村 舞先生が着任しました。よろしくお願いたします。

家庭配布

9月行事予定	
日	
1 火	
2 水	
3 木	
4 金	
5 土	
6 日	
7 月	委員会(5,6年・4時頃下校)
8 火	諸費① 挨拶運動
9 水	
10 木	L,6年・PT活動 SC
11 金	
12 土	
13 日	
14 月	放送朝礼
15 火	
16 水	
17 木	SC
18 金	挨拶運動
19 土	
20 日	
21 月	香典の日
22 火	香典の日
23 水	
24 木	
25 金	
26 土	
27 日	
28 月	諸費② 挨拶運動
29 火	
30 水	

①これ以外に、関係機関との調整により、行事の追加や変更を行う場合があります。ご了承ください。

②新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しています。今後の予定の変更や新たな追加のお知らせをすることがありますので、学校のホームページや東小メールなどで確認するようにしてください。

③1~4年の秋の遠足につきましては、実施内容が決定次第、ご連絡させていただきます。

④9月より2学期の間は、授業時数確保のため、6年生は6時間授業(3時40分頃下课)となります。

9月号 令和2年8月31日

忠中だより

忠岡町立忠岡中学校 0725-33-5901~2



2学期がスタートしています。

短い夏休みが終わって、2学期が始まっています。短かったとはいえ、終業式に話した通り、計画的に、そして、リフレッシュできた夏休みだったでしょうか？それができていたら、2学期がいきいスタート切れていると思います。リフレッシュもそうですが、計画的にできたかどうか、今後につながるものになると思います。

2学期は、体育大会をはじめとした行事があります。また、3年生の悔いのない進路選択、1・2年生のクラブの充実、生徒会・委員会活動の推進、よりよい学級・学年の活動の実現、そのための班活動の活性化が期待されます。

しかし、すべてにおいて、計画が立てにくい状況ではあります。ただ、最終的にめざすべきものは、集団としては、「誇りある忠中に」で、個々がめざすのは、『「なんて」を大事にすること』であり、みんながつながり、絆が強まり、安心安全で楽しい学校になっていけばと思います。そして、状況の変化に応じて、取り組みを具体的にどう頑張っていくかを修正しつつ、臨んでいってほしいと思います。

目標を立てるとは

「将来、〇〇になる」「将来、〇〇をやりとげる」というような将来の大きな目標、また「〇〇部のレギュラーになる」「テストで〇〇点とる」「〇〇学校へ進学する」というような中学校生活での目標、そして、それらに向けての「クラブで、まず、〇〇ができるようになる」「成績を1段階あげる」「提出物の期日を守る」等の段階的な目標、また、それに向けて継続的に実行することを具体的に「毎日〇〇を〇回する」「毎日〇〇時間走る」「ノートを必ず取る」というような目標があると思います。

将来の大きな目標を達成するためには、継続的に無理なくできる目標を設定することが大切です。それをこなしていくことにより達成感が得られ、自信もつきます。また、知らない間に色々な力がつくことでもあります。

また、大きな目標の達成はできないこともあるでしょうが、継続的に頑張っていることが、人生を充実させることにつながります。目標を立てて達成することは大切ですが、それに向けて頑張っていることは、それ以上に大切なかもしれません。

SNS運転免許

生徒指導から、SNSの使い方やトラブルについて、よく話があります。私から自動車の運転と比較して、SNSの利用について少し書きます。

自動車を運転するには、教習所に通って、その後、試験を受けて免許をとる必要があります。教習所では、運転技術だけでなく、事故を起こさないための安全運転の意識、危機を回避する注意点を徹底的に教えます。

さて、みんなのSNSの運転はどうでしょうか？

SNSを利用する技術は、色々なところから情報を得られて、技術も上がってでしょう。しかし、安全運転の意識、危機を回避する注意点はどうでしょうか。学校で、それらについて話していますが、試験はありませんし、免許は誰にもだしていません。しいて言えば保護者の方が、利用できるかどうかの許可を出しています。

保護者の方も利用について注意はされていますが、保護者の方（先生方もそうかもしれませんが）の中にはSNSにあまり詳しくない方もいらっしゃるし、細かい注意は難しいかもしれません。

ですので、SNS事故（トラブル）を起こさないためには、皆さんが、自分自身で、心の中にSNS運転免許を持つ必要があるのです。それがないと、事故（トラブル）を起こして、人に迷惑をかけた、自分が傷ついたりするのは、（自動車なら、人をはねたり、自分が物にぶつかったりします）

自動車事故も命に関わりますが、SNS事故（トラブル）でも、命の危険にさらされたり、心が壊されることも十分あります。自分で、SNS運転免許が持てない人は、自動車と同じように、使うべき（乗るべき）ではないと思います。

うまく、安全に、危機を回避しつつ乗れば（利用すれば）、自動車は、人間の大きな役に立つものです。SNSも本来人間の大きな役に立つものであってほしいし、SNS事故（トラブル）を起こす人が増えて、色々な形で利用が制限されないように、一人一人が、しっかりとSNS運転免許を持ってほしいと思います。

SNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）・・・ライン、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ティックトック等

忠岡中学校長 小山 昌二

9月の主な行事

第73回体育大会 9月25日(金)

開会は9時10分(12:30終了予定)です。

なお雨天時は金曜日の授業で平常授業(6限)を行い、体育大会は9月29日(火)へ延期します。

※体育大会当日と予備日は給食がありませんのでご注意ください。

9月行事予定

日	曜	学 校 行 事	給食
1	火	給食費・学年諸費・PTA 会費引き落とし日	○
2	水		○
3	木	T)金5	○
4	金	③第2回学力診断テスト	○
5	土		
6	日		
7	月		
8	火	給食費・学年諸費・PTA 会費引き落とし予備日	○
9	水		○
10	木	T)水5	○
11	金		○
12	土		
13	日		
14	月		○
15	火		○
16	水		○
17	木	T)水6	○
18	金	体育大会全体練習(56限)	○
19	土		
20	日		
21	月	敬老の日	
22	火	秋分の日	
23	水	火12・木5 体育大会予行(4~6限)	○
24	木	木1234 午後：体育大会準備	○
25	金	第73回体育大会【雨天金123456】	×
26	土		
27	日		
28	月	【午後：体育大会準備】	○
29	火	【体育大会予備日】【雨天火123456】	×
30	水		○

報告第28号

令和2年第3回忠岡町議会定例会議案教育委員会 関係事項について

忠岡町教育委員会の事務委任等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年第3回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について、次のとおり報告する。

- 案件1 物品購入契約締結について
(忠岡町立小学校教育用コンピューター整備事業)
- 案件2 物品購入契約締結について
(忠岡町立中学校教育用コンピューター整備事業)
- 案件3 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第5号))
- 案件4 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 案件5 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 案件6 令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第6号)につい
て

令和2年9月23日提出

忠岡町教育委員会

教育長 富本正昭

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 忠岡町立小学校教育用コンピュータ整備事業
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 59,840,000円
(内、タブレット機器一式 43,449,479円)
- 4 契約の相手方 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル
S k y株式会社
代表取締役 大浦 淳司

令和2年9月9日提出

忠岡町長 和田 吉 衛

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 忠岡町立中学校教育用コンピュータ整備事業
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 30,800,000円
(内、タブレット機器一式 23,349,719円)
- 4 契約の相手方 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル
S k y 株式会社
代表取締役 大浦 淳司

令和2年9月9日提出

忠岡町長 和田 吉 衛

議案第43号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

処分事項

令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）
（令和2年7月1日専決第6号のとおり）

令和2年9月9日提出

忠岡町長 和田吉衛

令和2年度 忠岡町一般会計補正予算 (第5号)

令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148,057千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,180,414千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年7月1日専決

忠岡町長 和田吉衛

第1表 歳入歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		2,467,177	181,217	2,648,394
	2 国庫補助金	1,834,896	181,217	2,016,113
14 府支出金		570,472	244	570,716
	2 府補助金	133,250	244	133,494
17 繰入金		335,426	△33,404	302,022
	1 基金繰入金	335,426	△33,404	302,022
歳入	合計	9,032,357	148,057	9,180,414

(単位：千円)

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,718,376	147,717	2,866,093
	1 総務管理費	2,561,388	147,717	2,709,105
3 民生費		2,564,400	100	2,564,500
	1 社会福祉費	1,623,923	64	1,623,987
	2 児童福祉費	940,477	36	940,513
7 商工費		46,856	0	46,856
	1 商工費	46,856	0	46,856
10 教育費		684,644	240	684,884
	1 教育総務費	128,745	240	128,985
歳	出 合 計	9,032,357	148,057	9,180,414

2 歳入

(単位：千円)

(款) 13 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	1,761,068	141,122	1,902,190	2 総務費補助金	141,122	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (既定予算) 141,122 6,646
9 教育費国庫補助金	6,292	40,095	46,387	1 小学校費補助金	26,055	公立学校情報機器整備費補助金 26,055
				2 中学校費補助金	14,040	公立学校情報機器整備費補助金 14,040
計	1,834,896	181,217	2,016,113			

(款) 14 府支出金 (項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費補助金	121,079	100	121,179	6 児童福祉費補助金	100	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 100
5 教育費補助金	5,395	144	5,539	3 小学校費補助金	72	学習支援員配置事業費補助金 72
				4 中学校費補助金	72	学習支援員配置事業費補助金 72
計	133,250	244	133,494			

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				補正額の財源					
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
19 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費	6,646	147,717	154,363	147,717				10 需用費 267 消耗品費 感染症予防対策消耗品代 (既定予算) 2,869	
								11 役務費 240 通信運搬費 郵便料 (既定予算) 27	
								12 委託料 93,865 その他委託 小学校教育用コンピュータ整備事業委託料 61,042 中学校教育用コンピュータ整備事業委託料 32,823	
								17 備品購入費 493 その他備品 感染症予防対策備品購入費	
								18 負担金補助及び交付金 52,852 負担金 水道基本料金減免に係る負担金 35,389 補助金 町立小学校給食費助成金 17,463 町立中学校給食費助成金 10,997 町立中学校給食費助成金 6,216 単身世帯死亡者特別定額給付金 250 (既定予算) 3,750	
計	2,561,388	147,717	2,709,105	147,717					

(単位：千円)

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源		区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源			
2 商工業振興費	45,376	0	45,376	33,500					△33,500		
計	46,856	0	46,856	33,500					△33,500		

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源			一般財源		区分	金額		
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源				
2 事務局費	126,020	240	126,260	144					96	7 報償費	240	報償金 240 学校支援社会人等指導者報償費 120 学力向上サポーター報償費 120 (既定予算) 1,486
計	128,745	240	128,985	144					96			

令和2年度 一般会計補正予算（第5号）説明書

① 歳入歳出予算

歳 入

- 第13款 国庫支出金におきまして181,217千円追加補正いたしましたのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金141,122千円、公立学校情報機器整備費補助金（小学校費）26,055千円、公立学校情報機器整備費補助金（中学校費）14,040千円であります。
- 第14款 府支出金におきまして244千円追加補正いたしましたのは、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金100千円、学習支援員配置事業費補助金（小学校費）72千円、学習支援員配置事業費補助金（中学校費）72千円であります。
- 第17款 繰入金におきまして33,404千円減額補正いたしましたのは、財政調整基金繰入金であります。

歳 出

- 第2款 総務費におきまして147,717千円追加補正いたしましたのは、感染症予防対策消耗品代267千円、郵便料240千円、小学校教育用コンピュータ整備事業委託料61,042千円、中学校教育用コンピュータ整備事業委託料32,823千円、感染症予防対策備品購入費493千円、水道基本料金減免に係る負担金35,389千円、町立小学校給食費助成金10,997千円、町立中学校給食費助成金6,216千円、単身世帯死亡者特別定額給付金250千円であります。
- 第3款 民生費におきまして100千円追加補正いたしましたのは、時間外勤務手当64千円、事務用消耗品費15千円、郵便料21千円であります。
- 第7款 商工費におきまして財源更正をするものであります。
- 第10款 教育費におきまして240千円追加補正いたしましたのは、学校支援社会人等指導者報償費120千円、学力向上サポートー報償費120千円であります。

忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部改正について

本町は、忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月9日提出

忠岡町長 和田吉衛

忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年忠岡町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第29号とし、第18号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第17号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同条第14号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同法第73

条第1項」を「同法附則第73条第1項」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「をいう」に改め、「この項及び第19条において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条まで並びに第27条第1項及び第2項の規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」とあるのは「同項第1号」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号」に、「支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「同条」を「同省令第27条」に改め、「B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第

2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「同法第73条第1項」を「同法附則第73条第1項」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」を「をいう。以下この条において同じ。」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

同条第2項を第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規

模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

- 4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第

12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」を「をいう。以下同じ。）」に、「をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「をいう」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く）」を「を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ）」に改め、同項の後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
利用者負担等に関する条例の一部改正について

本町は、忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月9日提出

忠岡町長 和田 吉 衛

忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年忠岡町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「支給認定保護者」を「政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条第1項中「子どもの支給認定保護者」を「子どもの教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条第1項及び第2項並びに第5条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

令和2年度 忠岡町一般会計補正予算（第6号）

令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,493千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,255,907千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月9日提出

忠岡町長 和田吉衛

第1表 歳入歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		1,700,000	23,287	1,723,287
	1 地方交付税	1,700,000	23,287	1,723,287
13 国庫支出金		2,648,394	10,741	2,659,135
	2 国庫補助金	2,016,113	10,741	2,026,854
14 府支出金		570,716	9,175	579,891
	2 府補助金	133,494	9,175	142,669
18 繰越金		1	19,987	19,988
	1 繰越金	1	19,987	19,988
19 諸収入		109,740	8,894	118,634
	4 雑入	107,480	8,894	116,374
20 町債		789,000	3,409	792,409
	1 町債	789,000	3,409	792,409
歳入	合計	9,180,414	75,493	9,255,907

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,866,093	21,718	2,887,811
	1 総務管理費	2,709,105	20,714	2,729,819
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	63,169	1,004	64,173
		2,564,500	44,275	2,608,775
	1 社会福祉費	1,623,987	33,775	1,657,762
	2 児童福祉費	940,513	10,500	951,013
10 教育費		684,884	9,500	694,384
	2 小学校費	184,749	6,000	190,749
	3 中学校費	82,493	3,000	85,493
	4 幼稚園費	132,000	500	132,500
歳出	合計	9,180,414	75,493	9,255,907

2 歳入

(款) 9 地方交付税 (項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	1,700,000	23,287	1,723,287	1 地方交付税	23,287	普通交付税 (既定予算)	23,287 1,460,000
計	1,700,000	23,287	1,723,287				

(単位：千円)

(款) 13 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	1,902,190	6,021	1,908,211	2 総務費補助金	6,021	社会保障・税番号制度システム改修補助金 (既定予算) 個人番号カード交付事業費等補助金 (既定予算) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (既定予算)	517 1,980 1,004 12,191 4,500 147,768
2 民生費国庫補助金	59,592	220	59,812	1 社会福祉費補助金	220	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	220
9 教育費国庫補助金	46,387	4,500	50,887	1 小学校費補助金	3,000	学校保健特別対策事業費補助金 (既定予算)	3,000 143
				2 中学校費補助金	1,500	学校保健特別対策事業費補助金 (既定予算)	1,500 73
計	2,016,113	10,741	2,026,854				

(款) 14 府支出金 (項) 2 府補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費補助金	121,179	8,675	129,854	1 社会福祉費補助金	3,675	放課後等デイサービス支援事業費補助金 3,675
				6 児童福祉費補助金	5,000	
5 教育費補助金	5,539	500	6,039	5 幼稚園費補助金	500	教育支援体制整備事業補助金 (既定予算) 500
				計	142,669	

(款) 18 繰越金 (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	19,987	19,988	1 前年度繰越金	19,987	前年度繰越金 (既定予算) 19,987
				計	19,988	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源		区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
12 プレミアム 付商品券事 業費	8,158	1,523	9,681					1,523	22 償還金利子及 び割引料	返還金 1,523 前年度プレミアム付商品券事業費 補助金精算返還金	
計	1,623,987	33,775	1,657,762	220	3,675			29,880			

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源		区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
2 児童福祉施 設費	600,070	5,000	605,070		5,000				17 備品購入費	施設備品 1,000 感染症対策備品購入費 (既定予算) 800	
6 認定こども 園整備費	15,000	5,500	20,500					5,500	18 負担金補助及 び交付金	補助金 4,000 感染症対策備品等購入費補助金 (既定予算) 54,305	
計	940,513	10,500	951,013		5,000			5,500	12 委託料	その他委託 5,500 (仮称) 東志岡地区認定こども園 整備工事発注等支援業務委託料 (既定予算) 15,000	

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説明
				特定財源			一般財源			区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源				
1 学校管理費	127,826	6,000	133,826	6,000					10 需用費	6,000	消耗品費 感染症対策消耗品代 (既定予算)	6,000 3,600
計	184,749	6,000	190,749	6,000								

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説明
				特定財源			一般財源			区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源				
1 学校管理費	44,303	3,000	47,303	3,000					10 需用費	3,000	消耗品費 感染症対策消耗品代 (既定予算)	3,000 2,340
計	82,493	3,000	85,493	3,000								

(款) 10 教育費 (項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説明
				特定財源			一般財源			区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源				
1 幼稚園費	132,000	500	132,500		500				10 需用費	500	消耗品費 感染症対策消耗品代 (既定予算)	500 1,221
計	132,000	500	132,500		500							

令和2年度 一般会計補正予算（第6号）説明書

① 歳入歳出予算

歳入

- 第9款 地方交付税におきまして23, 287千円追加補正いたしましたのは、普通交付税であります。
- 第13款 国庫支出金におきまして10, 741千円追加補正いたしましたのは、社会保障・税番号制度システム改修補助金517千円、個人番号カード交付事業費等補助金1, 004千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4, 500千円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金220千円、学校保健特別対策事業費補助金（小学校費）3, 000千円、学校保健特別対策事業費補助金（中学校費）1, 500千円であります。
- 第14款 府支出金におきまして9, 175千円追加補正いたしましたのは、放課後等デイサービス支援事業費補助金3, 675千円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金5, 000千円、教育支援体制整備事業補助金500千円であります。
- 第18款 繰越金におきまして19, 987千円追加補正いたしましたのは、前年度繰越金であります。
- 第19款 諸収入におきまして8, 894千円追加補正いたしましたのは、前年度後期高齢者医療特別会計繰出金精算返還金3, 306千円、前年度介護保険特別会計繰出金精算返還金5, 588千円であります。
- 第20款 町債におきまして3, 409千円追加補正いたしましたのは、臨時財政対策債であります。

歳出

- 第2款 総務費におきまして21, 718千円追加補正いたしましたのは、非常勤職員等公務災害補償費1, 197千円、財政調整基金積立金19, 000千円、総合行政システム（社会保障・税番号制度）改修業務委託料517千円、通知カード・個人番号カード関連事務委託に係る交付金1, 004千円であります。
- 第3款 民生費におきまして44, 275千円追加補正いたしましたのは、出産育児一時金繰出金1, 679千円、財政安定化支援事業繰出金2, 687千円減額、事務費等繰出金12, 371千円、児童発達支援事業費3, 675千円、前年度障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金12, 321千円、前年度障害者医療費国庫負担金精算返還金2, 276千円、前年度障害児入所給付費等国庫負担金精算返還金3, 136千円、前年度自立支援医療費府費負担金（更生医療）精算返還金2, 599千円、前年度低所得者保険料軽減国庫負担金精算返還金12千円、前年度低所得者保険料軽減府費負担金精算返還金8千円、後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費分）220千円、前年度プレミアム付商品券事業費補助金精算返還金1, 523千円、感染症対策備品購入費1, 000千円、感染症対策備品等購入費補助金4, 000千円、（仮称）東忠岡地区認定こども園整備工事発注等支援業務委託料5, 500千円追加であります。

第10款 教育費におきまして9,500千円追加補正いたしましたのは、感染症対策消耗品代(小学校費)6,000千円、感染症対策消耗品代(中学校費)3,000千円、感染症対策消耗品代(幼稚園費)500千円であります。

② 地方債

地方債につきましては、臨時財政対策債で限度額を208,409千円に変更するものであります。

議案第18号

令和3年度大阪府新学力テスト(小学生すくすくテスト)の参加について

本町教育委員会は、令和3年度大阪府新学力テスト(小学生すくすくテスト)の参加について、次のとおりとする。

令和2年9月23日提出
忠岡町教育委員会
教育長 富本正昭

その他

1. 忠岡町教育委員会後援名義の使用許可について
2. 令和2年第3回忠岡町議会定例会一般質問教育委員会関係事項について
3. 令和2年 第10回教育委員会定例会議の日程について
日 時 令和2年 月 日 () 時 分
場 所 忠岡町シビックセンター3階 研修室3